

デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会(第一回) 議事要旨

開催日時: 令和3年6月2日(水) 16:00-17:30

場所: オンライン会議にて実施

出席委員: 梶川座長、金子委員、川澤委員、木村委員、坂下委員

議事次第

1. デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会の設置について
2. 本検討会における主要な論点について
3. 自由討議

議事概要

事務局より本検討会の位置付け及び主要な論点について説明があった後、討議が行われた。主な意見は下記のとおり。

- ・ 国民にとっていかに効果的・効率的なサービスを届けるかということが、デジタル庁の軸であり、今回の検討に当たり立ち戻るべき議論の出発点となる。
- ・ 公平性・透明性のみではなく、オーストラリアのDTAと同じように、機会均等と経済性も考慮をすべきではないか。DTAについては、意図的に中小企業を候補に含めており、競争原理の中で経済性も向上させる工夫がなされている。
- ・ 今後、デジタル庁としての取組を、他省庁、政府全体に適応できるようなモデルケースができると良い。
- ・ 一度ルールを策定すると目的を忘れてその遵守自体が目的になってしまうことがある。効果的・効率的な業務運営を考えると、最低限事後検証といった形で当事者が説明責任を果たしていくことが大事。
- ・ 全てのケースに対応できるようなルールの提示は現実的ではなく、ポリシーや原則を、公平性・透明性の観点を踏まえて示すことが重要。
- ・ アメリカの事例のように、どれだけルールを明確・厳格にしても、どうしても網羅することはできない。判断の基礎となる原則が必要である。
- ・ 利益相反については、ある程度の明確なルールは設けた上で、不明点がある場合は、事前・事後で相談ができる窓口が組織内部にあると良い。
- ・ 入札制限に該当する個人や対象の企業については一元的に管理し、必要に応じて情報へのアクセス制限などの措置を講ずる必要がある。
- ・ 入札前のみでなく、契約締結後の運用フェーズにおいても、引き続き公平な運用の監視を行える組織体制が必要。
- ・ 入札制限の対象者や対象行為を明確にできたとしても、状況は日々変わっていく

め、運用・管理の体制は非常に重要。

- ・ ルールはしっかり決めたいうえで、民間企業にとって分かりやすく示す必要がある。
- ・ ジョブディスクリプションへの業務内容の明記が理想だが、その対象期間や、記載ぶりの粒度については、運用可能性を踏まえた検討が必要。
- ・ 明確な違反でなくとも、違反かどうか疑わしい際にどのように説明責任を担保するのかについても検討を行う必要がある。
- ・ アジャイル開発に沿ったプロセスを実現するために、現状の会計法規の中であっても柔軟な契約を検討する余地はある。
- ・ 官公庁におけるアジャイル開発の契約については、各省庁の実際の現場で行われている契約の実例から学ぶべき。

以上

お問い合わせ先：

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

電話：03-3581-3484